地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局企業年金 · 個人年金課長

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について

本日、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」(平成30年厚生労働省告示第275号)が公布され、確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)第16条の2第1項又は第3項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いします。

なお、当該特例による事業主掛金及び企業型年金加入者掛金(以下「事業主掛金等」という。)の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付が困難であると認められる場合の納付期限日等に係る規定が定められていない場合における規約の変更にあたっては、今般の特例の適用に伴うものに限り、下記のとおりとしますので、併せて、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いします。

記

- 1 規約の変更にあたっては、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第6条第2項ただし書に規定する特に軽微なものとして取扱って差し支えないこと。
- 2 上記により規約の変更を行う場合、事業主は、企業型年金加入者に変更内容を丁寧に 説明するとともに、理解を得ること。

官

る。)の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務 保険事務を委託している事業主又は特定事務組合 あって当該地域にその主たる事務所の所在地を有 三十年七月五日において、労働保険事務組合で 項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を 務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一 びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定によ る存続厚生年金基金、当該地域に住所地を有する 年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定す 地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五 条に規定する場合においては、同条の規定により 健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限 定める期日まで延長する。 のについては、その期限を別途厚生労働省告示で するもの (以下「特定事務組合」という。)に労働 域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成 提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地 整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の 所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、 害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第 有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障 附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並 部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 主の同意がない者に限る。)及び国民年金法等の る被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業 船舶所有者に関する規定が適用される者)、当該 所の所在地を有する船舶所有者(船員保険法第三 に係るもので、 に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の 一款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収 平成三十年七月十九日 岡 都道府県名 山 県 その期限が同日以降に到来するも 井原市 笠岡市 岡山市東区 岡山市北区 倉敷市真備町 厚生労働大臣 指 定 地 加藤 域 勝信 項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、 省令第百七十五号)第十六条の二第一項又は第

〇厚主労動省告示第二百七十五号 	当	劳動	星生
西予市			
大洲市	県	媛	愛
宇和島市			
岩国市周東町	県	П	Ш
安芸郡坂町		Y.	-
安芸郡熊野町			
安芸郡海田町			
安芸郡府中町			
江田島市			
東広島市	県	島	広
尾道市			
三原市			
竹原市	-111-		
吳市			
広島市安芸区	H		
こうしず ゴーニー・			

〇厚生労働省告示第二百七十五号

型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定め 愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業 項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び 省令第百七十五号)第十六条の二第一項及び第三 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働

平成三十年七月十九日

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労 加入者掛金の納付の特例 の地域における事業主掛金及び企業型年 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一 厚生労働大臣 加藤

それぞれ次に掲げる場合を指定する。 出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二 令第二百四十八号)第十一条の三第一項の規 域」という。)に所在地を有する実施事業所の 必要がある場合 則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労! 平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行! 業主が、確定拠出年金法施行令(平成十三年) 大臣が別に定める日の前日までの間に、 による納付期限日の延長がないとしたならば、 条第一項の規定により事業主掛金を納付す 次の表に定める地域(次号において「指定

高梁市 総社市

小田郡矢掛町

後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。

十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長

付する必要がある場合 岡 都道府県名 山 笠岡市 岡山市北区 中京市 倉敷市真備町 岡山市東区 指 定 地 域

Ш

口 県

岩国市周東町

安芸郡坂町 安芸郡熊野町

規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前 日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二 第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納 確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の がないとしたならば、平成三十年七月五日から 業型年金加入者が、確定拠出年金法施行令第十 主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企 は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業 条の三第二項の規定による納付期限日の延長 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又 広 島 県 三原市 竹原市 呉市 安芸郡海田町 安芸郡府中町 江田島市 東広島市 尾道市 広島市安芸区

特定非常			
定非常災害の被害者の権利利益の保全生労働省告示第二百七十六号	小田郡矢掛町	高梁市	総社市
・益の保全等を図るための特別措置に関する法律・		愛	
の特別	y 5	媛	
措置		県	
に関する法律	西予市	大洲市	宇和島市
(平成八年法律第八			

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の 特定被2	
滞了する者を除くし	満了する者を除く。) 満了する者を除く。) 帯で被災区域内に主たる 等に被災区域内に主たる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、